

独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のごあんない

お子さんのご入学、ご進学を心からお祝い申し上げます。

学校教育で、お子さんをあらゆる災害からおまもりすることは重要なことです。本市におきましても安全管理・安全
教育に努力しているところですが、残念なことに事故発生を全くなくすることはできません。学校（授業中、課外指導中、
休憩時間中）、通学中で起こったけがに対して、独立行政法人日本スポーツ振興センター法にもとづき、医療費等が
共済給付される制度があります。この給付の経費は、国と大阪市教育委員会と保護者が負担することになっています。

1年間の大阪市と保護者の負担額は次の表のとおりです。また、給付金は学校長が代理受領し保護者にお渡します。

○ 令和2年度 掛金（年額・予定） ※変更があればお知らせします。

| | | 掛金年額 | 市負担額 | 保護者負担額 |
|------------|-----|--------|------|--------------|
| 小学校 中学校 | | 920円 | 460円 | 460円 ☆〔注〕 |
| 高等学校 | 全日制 | 2,150円 | 430円 | 1,720円 |
| | 定時制 | 980円 | 200円 | 780円 |



〔注〕 小学校・中学校に通う〔生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒〕と
〔保護者が就学援助制度の認定を受けている児童生徒〕については、掛金を市及び国が負担します。

○ おもな給付内容（センター法施行令第3条による）

| | |
|-------|---|
| 医療費 | 医療保険（社会保険、国民健康保険など）による治療で医療費総額が5,000円以上の場合に、その1割と自己負担額が給付されます。（同一災害のけが・病気の医療費は初診から最長10年間給付されます） |
| 死亡見舞金 | 3,000万円（突然死および通学中の災害は1,500万円） |
| 障害見舞金 | 障がいの部位、程度により88万円から4,000万円まで（通学中の災害は44万円から2,000万円） |

- 〔注1〕 災害共済給付を受ける権利は、給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと時効によってなくなります。
- 〔注2〕 小・中学校に通う生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒は、上記のうち医療費について、センター法施行令第3条第6項により給付対象外です。
- 〔注3〕 高等学校の生徒の自己の故意、重大な過失による災害については、上記の給付は行われません。

ただし、いじめ、体罰、その他の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。また、自己の重大な過失より、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障がい又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

以上、独立行政法人日本スポーツ振興センターの趣旨をご理解いただき、もれなく加入くださいますようごあんない申し上げます。なお、1年ごとの契約ですが、加入をおやめになるお申し出がなから卒業まで継続させていただきます。

キ リ ト リ

独立行政法人日本スポーツ振興センター加入 同意書及び代理受領委任書

年 月 日

学校長

年 組 番 お子さんのなまえ

保護者名 (印)

独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入し、学校長に共済給付金代理受領を委任します。